

議案第14号

豊橋市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について

令和元年11月28日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西正泰

豊橋市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 1 月 2 8 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 3 号

豊橋市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

豊橋市社会教育指導員設置等に関する規則（昭和47年豊橋市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（任期）</p> <p>第 5 条 指導員の在任期間は、<u>1 会計年度を超えない範囲内の期間</u>とする。ただし、再任することができる。</p> <p>（身分）</p> <p>第 6 条 指導員は、<u>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員</u>とする。</p>	<p>（任期）</p> <p>第 5 条 指導員の在任期間は <u>1 年</u>とする。ただし、再任することができる。</p> <p>（身分）</p> <p>第 6 条 指導員は、<u>豊橋市の非常勤の一般職</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。